しかし，上記平成８年判決から本件選挙まで10年以上の期間を経過しているにもかかわらず，その間，上記のとおり，平成18年の公職選挙法の改正では，選挙区の議員定数を一部分見直すことによって選挙区間の投票価値の較差を若干低減させる弥縫策をとったにとどまり，選挙制度の抜本的改正に着手されることなく推移してきたのであって，このように長期間，選挙制度の抜本的改正を怠り，違憲状態を放置してきた国会の対応は，国会に与えられた立法に係る裁量権を合理的に行使すべき責務を怠るものとして，違法であるとの評価を受けざるを得ないものである。

７　まとめ

以上のとおり，何らの合理的理由もなく４倍を超える投票価値の較差が多数の選挙区において生じるという違憲状態が長期間にわたって生じ，かつ，その解消のためには選挙制度の抜本的改正が必要であることが最高裁判所大法廷判決によって指摘されたにもかかわらず，その後10年以上かかる改正がされないままの状態の下で施行された本件選挙は，憲法に反する違法な選挙制度の下で施行されたものとして無効であるといわざるを得ない。

しかし，本件選挙によって選出された議員への影響や，本件選挙後の平成19年11月30日，参議院に参議院議長の諮問機関として参議院改革協議会が設置され，選挙制度改正を含む較差是正について抜本的に検討することとされていることにかんがみ，本件では事情判決の法理を適用して，本件選挙を違法と宣言するにとどめるのが相当である。

裁判官近藤崇晴の反対意見は，次のとおりである。

私は，多数意見と異なり，本件定数配分規定は本件選挙当時憲法に違反するに至っていたものと考える。その理由は，次のとおりである。

１　憲法適合性の判断枠組み

いわゆる参議院議員選挙の定数訴訟において，昭和58年大法廷判決以降の累次の大法廷判決の多数意見は，参議院議員定数配分規定の憲法適合性を判断する基本的な判断枠組みとして，多数意見の３項に摘記されているように判示してきた（ただし，平成16年大法廷判決においては多数意見ではなく「補足意見１」）。私は，この基本的な判断枠組みは，一般論として承認してよいと考える。

①　参議院は，第二院ではあっても，国権の最高機関である国会を構成し（憲法41条，42条），全国民を代表する選挙された議員で組織するとされる（憲法43条１項）のであるから，参議院についても投票価値の平等が要求されるのは当然であり，②　しかし，憲法が二院制を採る以上，民意を多角的に反映させるという目的を達成するために，選挙制度についても，衆議院のそれとは異なる独自性を追求することが要請されるものというべきだからである。③　要は，この両者のバランスが取れているかどうかであって，これによって憲法適合性の判断をすべきことになる。

２　本件定数配分規定の憲法適合性

このような観点によって本件選挙について見ると，本件定数配分規定の下における選挙区間の議員１人当たりの選挙人数の最大較差は，１対4.86に及んでいた。この数値は，投票価値の平等がほぼ実現されているといえる最大２倍未満の較差を著しく逸脱するものであり，異なる選挙区間の選挙人の投票価値の平等を大きく損なうものであったといわなければならない。

このように大きな較差を生じた要因は，参議院議員の選挙制度について，参議院議員の任期を６年とし，３年ごとに議員の半数を改選するという憲法46条の要求するところのほか，法律によって，参議院議員の総定数を242人，そのうち選挙区選出議員の定数を146人とし，各都道府県をそれぞれ１選挙区として各選挙区に偶数によって定数配分をするという仕組みが採られていることにある。このような仕組みを前提とする限りは，我が国の現在の人口分布の下では選挙区間における上記の最大較差を４倍以内とすることは不可能だからである。

このような選挙制度の基本的な仕組み自体には，国会が正当に考慮することができる政策的目的ないし理由が備わっているものということができる。すなわち，第二院である参議院については議員総定数を衆議院のおよそ半数とし，その約６割を地域代表的性格を有する選挙区選出議員の定数に充て，残りの約４割を全国単位で選出される比例代表選出議員の定数に充てることにより，衆議院議員の選挙制度と相まって民意の多角的反映の実現に資するものとすること，現在の都道府県制には，明治22年に現在の都府県割と同じ３府43県制（北海道は別格扱いであった。また，東京府から東京都に変わったのは昭和18年である。）が確立して以来120年に及ぶ歴史があり，選挙区を都道府県単位にすることには，地方制度に関する国民の社会通念に深く根ざした一定の合理性があること，半数改選の制度は，参議院の構成を衆議院のそれに比べてより安定的なものとする機能を果たし得ると考えられることなどである。

しかしながら，これらの政策的目的ないし理由自体は国会が正当に考慮することができるものであるとしても，これを実現しようとすれば，現状では，選挙区間における上記の最大較差を４倍以内に収めることすら不可能であって，本件選挙においては前記のとおり最大較差が実に１対4.86に達していたのである。これだけの較差があるにもかかわらず憲法の要求する投票価値の平等が実現していると評価することは到底できないし，また，他の政策的目的ないし理由との関連において投票価値の平等を調和的に実現するためには，投票価値の平等がこの程度に損なわれることになっても，これが国会による裁量権の行使として合理性を是認し得るものであるとも，考えにくいところである。

したがって，私は，従前の大法廷判決における一般論としての基本的な判断枠組みの下においても，本件選挙当時，本件定数配分規定によって投票価値の著しい不平等が生じていたものというほかなく，本件定数配分規定は全体として憲法14条１項に違反していたものと考える。この点に関する論旨は理由がある。ただし，本件選挙のうち提訴に係る選挙区の選挙を無効とするのではなく，いわゆる事情判決の法理により，選挙無効の請求を棄却するとともに，判決主文において上記選挙の違法を宣言するにとどめることが相当である。

３　平成16年・平成18年大法廷判決との関係

上記のように本件定数配分規定が違憲であるとすることと，平成16年大法廷判決及び平成18年大法廷判決（多数意見３項掲記の平成18年10月４日判決）との関係について，私の考えるところを述べておきたい。

本件選挙は，いわゆる４増４減を内容とし，平成18年６月７日から施行された本件改正後の本件定数配分規定によったものであるが，本件改正前の定数配分規定によった直前２回の参議院議員通常選挙における選挙区間の議員１人当たりの選挙人数の最大較差について見てみると，平成13年７月29日施行の前々回選挙においては１対5.06であり，平成16年７月11日施行の前回選挙においては１対5.13であった。すなわち，いずれも本件選挙における前記の最大較差4.86を上回っていたのであるが，平成16年大法廷判決は前者につき，平成18年大法廷判決は後者につき，いずれも，選挙当時において定数配分規定が憲法に違反するに至っていたものとすることはできないとした。

しかし，平成16年大法廷判決において，多数意見のうち４人の裁判官による「補足意見２」は，平成12年改正にそれなりの合理性が認められることなどを理由に，前々回選挙当時の定数配分規定について，今回は違憲とまではいえないが違憲に近い状態であるとの見解を示したものであり，また，６人の裁判官による反対意見は，これを違憲とした。

次に，平成18年大法廷判決において，10人の裁判官による多数意見は，①　平成16年大法廷判決の言渡しから前回選挙までの期間が約６か月にすぎなかったこと，②　前回選挙後に，いわゆる４増４減を内容とする本件改正がされ，選挙区間における議員１人当たりの人口の最大較差が１対4.84に縮小したことなどを考慮すると，前回選挙までの間に定数配分規定を改正しなかったことが国会の裁量権の限界を超えたものと断ずることはできないとした。そして，国会においては投票価値の較差をより縮小するための検討を継続することが憲法の趣旨に沿うものであると付言した。また，５人の裁判官による反対意見は，これを違憲とした。

すなわち，平成16年大法廷判決と平成18年大法廷判決は，結論は合憲ではあるが，決して国会の裁量権行使の合理性を積極的に是認したものではなく，投票価値の平等を十分に実現するための法改正を行う時間的余裕が乏しい中で選挙の直前又は直後に行われた定数配分規定の改正に一定限度の評価を与え，更に国会に対して参議院議員選挙制度の仕組みを根本的に見直すことを求めることによって，当該選挙における定数配分規定を直ちに違憲とはしなかったものということができるのである。

前回選挙後にされたいわゆる４増４減を内容とする本件改正は，根本的な見直しには程遠い弥縫策と評するほかないものであって，平成16年大法廷判決と平成18年大法廷判決の多数意見を前提としても，本件選挙当時の本件定数配分規定を違憲とする余地は十分にあると考えられる。私は，前々